

補助制度のご案内

藤沢市では、融資制度を利用する方の負担を軽減するための補助制度を実施しています。補助を受ける場合は申請が必要となりますので、要件等を確認のうえ、手続きをしてください。
 (※「市税の滞納がある場合」や「本市に主たる事業所がない・市外転出した場合」など、対象外となることがあります。)

1 信用保証料補助制度

神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助する制度です。

補助対象資金	補助額	申請方法等
藤沢市中小企業融資制度		
中小企業支援資金	支払った信用保証料の90%の額 (上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、融資申込み時に融資受付窓口でお渡しします。 融資実行後、金融機関へ申請書を提出してください。 ※対象補助額を四半期ごとにとりまとめて交付します。 ※保証料を払い込んでから1年以内に補助金の交付申請をしない場合、補助金を受ける資格は消滅します。 ※繰り上げ償還などによって、保証協会から保証料の返還を受けた場合は、市へ補助金を返還してもらうことがあります。
一般		
設備導入特別資金		
景気対策特別資金		
一般	支払った信用保証料の100%の額 (上限20万円)	
小規模企業緊急資金		
創業支援資金「キュンとするスタートアップ」		
一般		
特定		

2 利子補給制度

金融期間に支払った利子の一部を補助する制度です。

補助対象資金	対象者	補助率	利子補給期間	申請方法等
藤沢市中小企業融資制度				
中小企業支援資金	当該資金利用者	年0.5%以内	2年間 (上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、毎年、対象期間(1月~12月)終了後、融資受付窓口から郵送します。 毎年、指定された期日までに、融資受付窓口へ申請書を提出してください。 ※対象期間分の補助額を一括で交付します。(5月頃交付予定)
設備導入特別資金				
景気対策特別資金	最近3か月又は6か月の売上額が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて、20%以上減少している方	年1.3%以内	1年間	
一般 借換資金				
小規模企業緊急資金	当該資金利用者	年0.9%以内	3年間	
創業支援資金「キュンとするスタートアップ」	①当該資金利用者(②に該当する方を除く) ②当該資金利用者のうち女性、若者/シニア起業家 ※若者/シニア起業家…融資申請日時点で35歳未満、55歳以上の方	年1.8%以内	①2年間 ②3年間	
一般 特定				
日本政策金融公庫	当該融資資金利用者のうち、藤沢市内に主たる事業所を有する方 【主たる事業所】 ・法人=本店登記がある事業所 ・個人=主となる事業所	支払った利子の1/2以内	3年間	下記「マル経融資の受付窓口(藤沢商工会議所)」にご連絡ください。

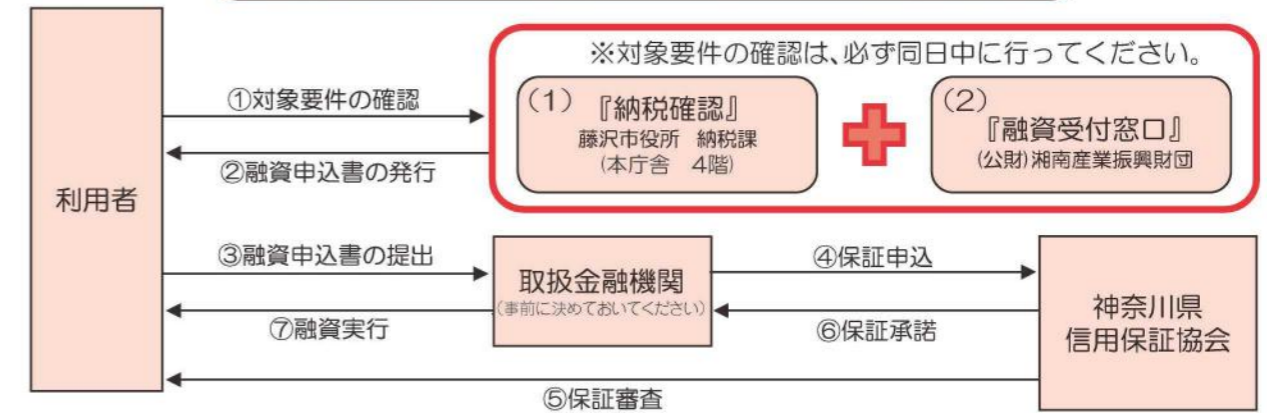
相談窓口のご案内

取扱内容	名称(窓口)	住所・電話番号
融資受付窓口 対象要件の確認など融資制度全般のご相談	(公財)湘南産業振興財団 融資担当	藤沢市藤沢607-1 藤沢市商工会館2階 TEL0466-21-3813(直通)
創業支援資金「キュンとするスタートアップ」の支援 機関 マル経融資の受付窓口 経営専門相談【要予約】	藤沢商工会議所	藤沢市藤沢607-1 藤沢市商工会館2階 TEL0466-27-8888
信用保証に関すること 金融相談・経営相談	神奈川県信用保証協会 藤沢支店	藤沢市藤沢607-1 藤沢市商工会館4階 TEL0466-23-0792
神奈川県制度融資に関すること 金融相談	神奈川県 金融課	横浜市中区日本大通1 TEL045-210-5677(融資グループ) TEL045-210-5695(金融相談窓口)
藤沢市融資制度に関すること	藤沢市 産業労働課	藤沢市朝日町1-1 本庁舎8階 TEL0466-50-3530(直通)

令和4年度 藤沢市中小企業 金融のしおり

藤沢市中小企業融資制度は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための制度です。融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県信用保証協会の審査を受けてから実行されます。

融資利用までの流れ



※事前に取扱金融機関の窓口でご相談いただくと、①~②の手続きを取扱金融機関へ委任できる場合があります。

『融資受付窓口』のご案内

※藤沢市は、融資受付業務を(公財)湘南産業振興財団に委託しています。

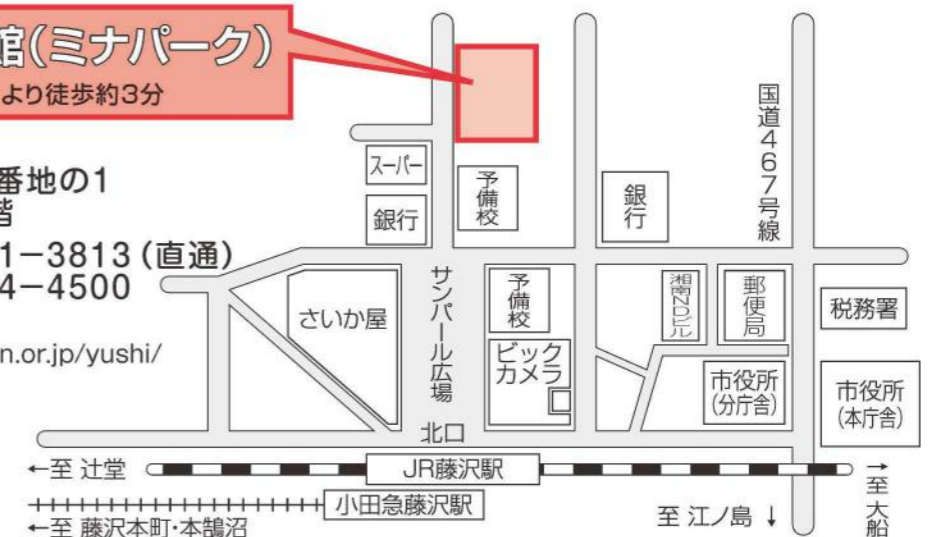
(公財)湘南産業振興財団 融資担当

【受付・問い合わせ時間】 9:00~16:30 (12:00~13:00除く、土日祝・年末年始除く)

藤沢商工会館(ミナパーク)

藤沢駅北口より徒歩約3分

〒251-0052
 藤沢市藤沢607番地の1
 藤沢商工会館2階
 電話 (0466) 21-3813 (直通)
 FAX (0466) 24-4500
 ホームページアドレス
<https://www.shonan.or.jp/yushi/>



《 藤沢市中小企業融資制度のお申込みにあたって 》

【利用資格要件】及び【(資金ごとの) 追加利用資格要件】をすべて満たしていることを確認していただき、必要書類等をご用意のうえ、『藤沢市役所 納税課』及び『融資受付窓口((公財)湘南産業振興財団)』にて、対象要件の確認を受けてください。

なお、確認依頼書の作成後、融資受付窓口への申込み前に、『藤沢市役所 納税課』にて納税確認を受けると手続きがスムーズに行えます。(※ 対象要件の確認は、必ず同日中に行ってください。)

【取扱金融機関】

横浜銀行 スルガ銀行 静岡銀行 神奈川銀行 静岡中央銀行 みずほ銀行 きらぼし銀行
三菱UFJ銀行 かながわ信用金庫 横浜信用金庫 湘南信用金庫 城南信用金庫

※原則として、市内支店での取扱いとなりますが、市外支店でも取扱いできる場合があります。
各金融機関にお問い合わせください。

【利用資格要件(全資金共通)】

1. 中小企業信用保険法に定める中小企業者(対象外業種あり)又は協同組合等であること
2. 市内に主たる事業所(注1)を有し、市内において既に事業を営んでいること(注2)
3. 許認可等を要する事業の場合は、その許認可等を受けていること
4. 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと

(注1) 主たる事業所 ●法人=本店登記がある事業所 ●個人=主となる事業所

(注2) 創業支援資金「キュンとするスタートアップ」については開業前の個人(藤沢市に住民登録がある方)も可

【藤沢市中小企業融資制度必要書類等(全資金共通)】

1. 藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書・・・5枚複写。融資受付窓口又は各金融機関でお渡しします。
2. 印鑑・・・法人:法人代表者印、個人:認印
3. 見積書の写し(資金使途が設備の場合)・・・原則、有効期限内かつ発行元の記名押印があるもの。実行前に当該設備の売買契約、発注等が行われていないことを確認します。※車両の場合は、注文書等も可。
4. 許認可証等の写し(許認可等を要する事業の場合)
5. 返済予定表等(申請希望の資金を既に利用している場合)・・・貸付限度額から申請時における残額を差し引いた額が今回申請できる上限になります(借換資金を除く)。
6. 委任状2部(代理申請の場合)・・・納税確認用と融資受付窓口用です。納税確認時は本人確認書類の提示が必要です。また直近で納付した領収書も必要となる場合があります。
7. 開業届の写しもしくは直近の確定申告書の写し(個人事業主で市外在住の場合)・・・税務署の受付がわかるもの。市内での事業内容を確認します。
8. 直近2か年分の事業報告書等(NPO法人の場合)・・・事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿並びに社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面。収益事業を行っている場合は、直近2か年分の収益事業分の確定申告書の写し(税務署の受付がわかるもの)。

令和4年度 藤沢市中小企業融資制度一覧

(令和4年4月1日現在)

資金名	資金使途	貸付限度額 (注3)	貸付利率 (固定金利)	貸付期間	返済方法	(資金ごとの) 追加利用資格要件	(資金ごとの) 追加必要書類等	補助制度対象	
								信用保証料	利子
中小企業支援資金	一般	5,000万円	(1年超5年以内) 1.8%以内	運転資金 1年超7年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	◎保証協会の保証を利用した資金からの借換により、資金調達の円滑化が図られること	◎事業計画書(神奈川県信用保証協会様式)(注5) ◎借り換える資金の残額がわかる書類(返済予定表など)	●	—
	借換資金		(5年超10年以内) 2.1%以内					設備資金 1年超10年以内 (据置12か月以内) (注4)	—
	設備導入特別資金		(1年超10年以内) 1.5%以内	◎市内における事業活動に必要な設備導入を計画していること ◎【運転資金と併用する場合】設備資金として利用する金額が、利用総額の1/2以上を占めていること				◎設備導入計画書(藤沢市様式)(注5)	●
	短期	—	(1年以内) 1.5%以内	1年以内	一括返済	追加要件なし	追加書類なし	—	—
景気対策特別資金	一般	2,000万円	1.4%以内	1年超7年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	◎1年以上同一事業を継続して行っていること ◎最近3か月又は6か月の売上額又は売上総利益額の合計が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて減少していること	◎景気対策特別資金融資対象確認資料(売上額記入用または売上総利益額記入用)(藤沢市様式)(注5)	●	● (要件あり)
	借換資金							上記2つの利用資格に加え、 ◎市融資制度からの借換により、資金調達の円滑化が図られること	
小規模企業緊急資金	運転/設備	500万円	1.8%以内	1年超5年以内 (据置4か月以内)	元金均等 割賦返済	◎従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下(注4)) (注3) 宿泊業・娯楽業は20人以下		●	●
創業支援資金 「キュンとする スタートアップ」	一般	1,000万円 ※運転資金は 500万円以内	1.8%以内	運転資金 1年超5年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	◎開業前の個人(藤沢市に住民登録がある方) ◎開業後5年未満の中小企業者(藤沢市に本店登記がある事業者) ※NPO法人、医療法人等は除く(保証協会の創業関連保証の対象となる方) ◎市内で継続的な事業活動を新たに開始するための運転資金・設備資金に限る	◎創業支援資金「キュンとするスタートアップ」対象確認書(藤沢市様式)(注5)及び確認書に基づく添付書類	●	●
	特定 (特定創業支援等 事業を受けた方)		1.6%以内						

(注3)同一資金を既に利用している場合は、申請時における残額を差し引いた額が申請できます(借換資金除く)。(注4)運転資金と設備資金を併用する場合は、1/2を占めている資金の貸付期間内となります。(注5)上記の市及び信用保証協会の様式は、ホームページからダウンロードできます。

【融資制度利用時の注意点】

◎次のいずれかに該当する方は、藤沢市中小企業融資制度を利用できない、もしくは、その利用を取り消す場合があります。

- (1) 藤沢市税を滞納している方
- (2) 金融機関から取引停止を受けている方
- (3) 金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している方
- (4) 返済能力がないと認められる方
- (5) 融資制度を不正に利用した方
- (6) 保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方
- (7) 融資申込内容を無断で変更した場合(※利用資金、資金使途、利用資金の増額等)
- (8) その他市長が不適当とする場合

◎次の資金使途では、藤沢市中小企業融資制度を利用できません。

- (1) 開業資金(※「創業支援資金」を除く)
- (2) 旧借換のための資金(※「借換資金」を除く)
- (3) 権利金、保証金、敷金
- (4) 事業の用に供さない土地購入資金
- (5) 出資金及びこれに類する資金
- (6) 投機的資金
- (7) 転貸資金
- (8) 生活資金
- (9) 住宅資金
- (10) しゃし遊興資金
- (11) その他市長が不適当とする資金